

第 11 回自治体・地域づくりセミナー

《第 1 日目、池上講師の講演内容の要旨》 (その 2)

[いくつかの論点]

直面する政策的論点の例を掲げるとするなら、次のような課題をあげることができる。

- ①復興財源。消費増税を中心にして財源をつくるか否か。
- ②エネルギー政策。「脱原発」か否か。
- ③産業政策。地場産業型か大企業呼び込み型か。
- ④政治体制。市町村合併の上に立つ道州制か否か。

重要なことは、これらの課題をめぐる対立が、従来の「保・革」あるいは「左・右」といった対立をこえていることである。民主党内でも自民党内でも意見が分かれており、日本のあり方、「国家の形」論にも及んでいることに注意が必要である。

許されない復興口実の消費増税

東日本大震災の復興に必要な金額については、各種の計算があるが、6月10日ごろの段階で、復興構想会議の検討部会が 14.2 兆円～20 兆円

程度と試算していると報じられた。

●20 兆円マーケット

昨日 (2011 年 10 月 28 日)、野田首相は国会の演説で 3 年間で 20 兆円と言った。確実に 20 兆円を支出する市場なんて簡単に作られるものではない。まさに 1000 年に一度と言っている大経済計画と考えていい。だから財源問題を軽くみることはできない。また内閣府は、住宅・工場などの被害を 16.5 兆円と計算しており、国が用意する復興費を 10 兆円と見込んでいるという報道もある。

●責任の所在

ここで念押ししなければならないのは、原発事故被害の補償は東電の負担が原則だということである。

原子力損害賠償法という法律がある。原子力で災害が起きたらだれが補償の責任を負うのかという法律である。この法律によると、原子力災害の補償を担うのは、電力会社だけ。だから今度の例で言うと全額東電が負担するのが筋である。

(※この点について、電気事業連合会の「でんきの情報広場」によると、次のような原子力損害賠償法の解説があります。『原子力発電、原子燃料製造、再処理など原子力施設の運転中に発生した事故により原子力損害を受けた被害者を救済するため、1961

年に原子力損害賠償法 (原賠法) が定められています。原子力損害賠償法では以下のことが定められています。』として、『原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を原子力事業者とする』としています)。

しかし、法律があるのに、東電やなんかの経済的体力などを十分に精査してどうするというのもしないで、国会であらかじめ税金をつぎ込むことになった。

しかし実は原子力損害賠償法も欠陥がある。なぜかという、いま原発一つ作るのに 3,500 億円から 4,000 億円かかる。だれが作るかというゼネコンだ。それともう一つは電気会社だ。東芝、日立、三菱等々……。なので、そうしたところが、原子力災害が起きたときの賠償責任をとらないと。このことはちゃんと肝に銘じておく必要がある。

しかし、いまその人たちは発展途上国を歩いて原発輸出の話し合いをしている。20 カ国近くに売り込みをやっている。そういうことを考えると、そもそも税金をつぎ込むという問題ではないということは明確である。しかし同時に政治が担保しなければならないのは、原発事故による被害には無条件に、全面的に補償しなければならないということである。

これは政治権力が司法機関も含めて全力をあげてやらなければならないことだ。

●復興財源について

そこで復興財源だが、消費増税は次のような理由で誤った政策だ。

①消費税を引き上げれば、景気をさらに冷やし、税収全体を引き下げ、増税を無意味なものにする。

②また被災地では、当分の間、所得税・法人税などの直接税を納める能力がない。すると被災者は、逆進性の強い消費税だけを負担することになり、消費増税が被災者の生活を圧迫するのは明らかである。

③憲法の基本的人権条項のうち、25 条 (生存権)・26 条 (教育権) についてのみ「国の執行義務・財政出動義務」が規定されている。だから国・地方自治体は、25 条・26 条に関係する事務を最優先しなければならない。毎年度の予算はまずその関係の行政分野に優先的に配分し、その残余で他の政策についての予算を決定すべきである。国民が税を納めるのは、何より憲法 25 条・26 条の具体化を求めているからである。

この原則からすれば、復興には、所得税・法人税などの基幹税をまず優先的に配分しなければならない。

あわせていうと、現内閣のもとで進められている「税・社会保障一体

改革」で、消費税を社会保障財源とする議論が行われているが、同じ理由で憲法違反である。

●憲法上の要請

わが国の憲法には、多くの人権規定があるが、その中で「国が」という主語で明確に、これについては財政出動しなさい、行政の優先順位を明確にしなさいと言っているのは二つある。それが25条と26条である。25条「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。やってもやらなくてもいいというのではない。また「向上及び増進」しか認めていない。だから停滞も後退も許されない。

26条「①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」「無償とする」というのは国が出すということである。

だから地方自治体の政治・行政の思想でも、25条、26条関係を十全に予算配分して、あまったお金ではかのかの事をやる。これが、金の使い

方を見る場合に、テストペーパーになる。だからその原則からすると、消費税というのは変だ。

では復興財源はどうすればいいのか、私は次のように考えている。

①不要・不急の歳出を削減し、財源にまわすこと。米軍への「思いやり予算」などはその典型である。その他ダム建設などの公共事業の見直しを積極的に進めるべきである。

②大企業と高額所得者への適正課税による財源の確保。とくに、240兆円といわれる大企業の内部留保の一定部分に課税することは有効な方法と思われる。

③10年間返済据え置きを基本とした臨時的な国債の発行。これも大企業に対して内部留保を活用した国債の買い入れを求めるとともに、広く国民に「復興連帯国債」への参加を求める。ただし、国債は必ず後年度の税による負担が必要になる。被災地はもちろんのこと、新自由主義型の経済路線から転換し、国民全体の経済力が向上する方向での政策転換を進め、国民の担税能力を高めることが強く求められる。

結局、担税能力を高めるということが一方で行われない限り、すべてのプログラムはアウトである。労働者は政府や自治体の政策によって、低賃金を押し付けられている上に、

一方、東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・検証委員会（委員長・畑村洋太郎・東京大学名誉教授／以下事故調と略す）は12月26日に中間報告を発表した。

報告によると、東京電力の事故後の対応について「原子力事業者として極めて不適切」であったと指摘し、さらに「シビアアクシデント対策は、事業者の自主保安には限界がある」、「確率的にその発生頻度が低い事象でも、必要な対策を講じておくことが必要である。」、「一旦事故が起きたなら、重大な被害が生じるおそれのある巨大システムの災害対策に関する基本的な考え方の枠組みの転換が、求められている。」と結論している。

事故調の中間報告を無視してガラス固化試験を再開することは事業者として無責任であり、青森県民として到底容認できない。本会は、以上のことから本原燃が再処理工場試験の再開を表明したことに対し強く抗議し、以下の2点について要求する。

【要求項目】

1. ガラス固化試験およびアクティブ試験を再開せず、中止すること。
2. 再処理工場の本格操業を断念すること。

再処理工場、試験再開準備始まる

2012年1月6日付け「東奥日報」紙によると、「日本原燃は5日、六ヶ所再処理工場で中断しているガラス固化体（高レベル放射性廃棄物）製造試験再開に向けて、周辺設備を稼働させる準備作業に入った」と発表した。・・・原燃は「熱上げ」の具体的な時期について言及しなかったが、関係者によると、周辺機器に問題がなければ、・・・早ければ来週中にも、ガラス溶融炉の温度を上げる「熱上げ」作業に着手する。熱上げが終了すれば、試験の絶対条件である、ガラスを溶かしながらの作業が可能になる。」としています。

た。報告によると、東京電力の事故後の対応について「原子力事業者として極めて不適切」であったと指摘し、さらに、「事故対応策として津波対策は実施せず、炉心が重大な損傷を受ける事故の対策は極めて不十分であった。」と指摘した。

知事の記者会見は同報告書と 180 度異なった内容であり、県民の不安はさらに大きくなっている。「原子力緊急安全対策」はあくまでも一時的な対策であり、巨大システムの安全性を保障するものではない。

「青森県の原発と核燃サイクルが安全」と誤解させる記者会見は、県民を惑わすものであり、加えて稼働への「ゴーサイン」であってはならない。

事故調の中間報告を受けて、県民の安全のために「原発と核燃の安全性」について丁寧に検討することは青森県の責務であり、事業者と検証委員会の「専門家」に丸投げするべきではない。

青森県民の不安と原子力政策の見直し論議が国民的に大きくなっていることと、事故調の中間報告により問題点が指摘されていることから、県民を惑わす記者会見に強く抗議し以下の 4 点について要求する。

【要求項目】

1. 核燃サイクル施設の試験稼働計画を中止させること。
2. 再処理工場の本格操業を断念すること。
3. 原発の再稼働を認めないこと。
4. 青森県内に、大間原発をはじめ、新たな原発を建設させないこと。

●日本原燃株式会社社長 川井 吉彦 殿

再処理工場試験の再開を表明したことに対し強く抗議し、核燃料サイクル施設稼働中止を要請する。

12 月 26 日、三村申吾知事が県内原子力施設の緊急安全対策を了承した。これを受けて 12 月 27 日、日本原燃が六ヶ所再処理工場で中断しているガラス固化体（高レベル放射性廃棄物）製造試験を来年 1 月下旬から 2 月上旬を目途に再開することを表明した。

社会保障が貧困であるために、その低い賃金さへ使えずに、将来に向けて貯蓄に回さざるを得ない状態だ。こういうことが私たちが認識しておかなければならない現実である。

【「脱原発」と自然エネルギー政策への根本的転換】

いま「脱原発」が多くの国民の声になっている。この点で、被災地である福島県の知事、浜岡原発のある静岡県知事などが「脱原発」を明らかにしているのは心強い。ここで強調したいのは、日本列島全体が自然エネルギーの可能性を豊かに持つことである。

それともう一つ、現に原発を立地している市町村の大半が、きわめて厳しい財政状況にあり、「原発なしにはやれない」税・交付金システムにはめ込まれていることだ。経済産業相が「運転再開への了解」を求めて原発立地自治体をオルグするのは、そのシステムが使えるものと考えているからである。言い換えると貧しい自治体の存在が、原発立地の可能性を担保している。「脱原発」のためには、いま原発が立地している市町村も、原発なしで展望が持てるような政策全体の根本的な転換がなければならないということである。

（池上講師の講演は時間の関係で、ここで終わりましたが、レ

ジュメでは、以下、次のような項目がありました。）

【「特区制度」による地域産業の破壊は許されない】

【市町村合併と道州制を許さない】

そして最後の項目は非常に大事なことを指摘していますので、その項目と中身をそのまま載せます。

【「国家改造計画」の復興計画と「地域主権改革」のゆがみ】

実は以上に検討してきたことはすべて、震災があったから始まったのではなく、財界などの提言を基礎にして、あたかも既定の路線のように進められてきたものばかりです。原発推進も、地域産業の大企業支配も、消費税も一。「強力な体制」をもつ地方制度への改革は、それらを実現するためのキーワードでした。

そこで、いま進められている「地域主権改革」を簡潔に説明すると。

①まず、市町村行政は住民一人ひとりに「自己責任」を説教して「行政に頼らない」生活を求める。

②市町村は「自己責任」ですべての事務を行い、都道府県もそれぞれの「自己責任」で行政を行う。

③そのために、法律などで決めていた、保健・医療や社会福祉、教育政策の水準を決める規制を取り払い、それぞれの事務を民間で行うかどうか

かを、すべて自治体が自己決定できるようにし、できる限り民間委託化するか営利企業に施設そのものを買収させる。

④すると市町村行政は、住民と直接にきめ細かく向き合う必要もなくなり、いつでも合併して、規模を大きくすることができる。

⑤都道府県も廃止して、全国を5～10ぐらいのブロックに分けて道州制をしく。

こうして現れるのは「自由」で「強力」な、新しい中央集権の国家です。

「自由」とは、行政の社会政策の大半が、市場ないしは半市場に投げ出され、公務・公共労働の「商品化」が進み、大企業の地域支配が完成していくことです。

「強力」とは国民保護法などに示される体制（軍事におけるすべての公務員の動員体制と住民への統制的支配）を全自治体に義務付け、日米同盟をさらに強化していくことです。ここで、今度の震災での自衛隊の大動員と日米の共同軍事訓練だった「トモダチ作戦」を思い起こしてもよいでしょう。

この路線の全体が姿を現してからほぼ10年がたちました。そこに大震災が起きたのです。それを「千年に一度の好機」として、リベラルの仮面を投げ捨ててまで「国家改造計

画」のステージに登場する者たちがいま増大しています。

東日本大震災からの復興を口実にした「国家改造計画モデル」の強行なのか、「脱原発」を掲げた、被災者の願いと地域の特性に基づく「生活と地域産業の復旧・復興」なのか、被災地・地方自治体をステージとした正面对決のときがやってきました。

東日本大震災をめぐる以上の論点と現実とは、私たちにある決意を求めています。それは東日本大震災からの復旧・復興・再生を被災地だけの課題にしてはならないということです。困難な条件の人々や地域を支援するのは当然のことですが、それ以上に、私たち主権者自身の民主主義・地方自治の課題として向き合うことが重要になっているのです。

(終わり)

年賀状

全国自治研と京都自治体問題研究所から年賀状が来ていました。

昨年は地域主権改革一括法の成立。地域政党の本格的台頭。橋本市長の「大阪都構想」や「関西広域連合」をめぐる動きなど、地方自治の分野でも大きな動きがありました。

自治研の出番かもしれません。がんばりましょう。

青森県地域・自治体問題研究所 会報

2012年1月31日 第63号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

保険医協会、知事と原燃社長に抗議声明！

昨年12月26日に三村知事は県内原子力施設の安全対策を了承し、それを受けて日本原燃は、六ヶ所再処理工場のガラス固化体製造試験を再開することを表明しています。

これに対して、保険医協会は12月29日、知事と日本原燃に以下のような抗議声明を出しました。

●青森県知事 三村申吾 殿

「原子力緊急安全対策」では原発・核燃料サイクルの安全性は保障できない。原発・核燃料サイクル施設稼働の中止を要請する。

12月26日、三村申吾知事による記者会見が行われ、知事が県内原子力施設の「緊急安全対策を了承した」と発表した。また、同日、東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・検証委員会（委員長・畑村洋太郎・東京大学名誉教授／以下事故調と略す）は中間報告を発表し